

## 半田市産業廃棄物処理指導要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に関して、半田市内における無秩序な産業廃棄物の埋立処分を防止するために必要な事項を定め、もって健全な市の発展と市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 法第2条第4項及び第5項に定める廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号に定める産業廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）

### (適 用)

第3条 この要綱は、半田市内において事業者又は産業廃棄物処理を業とする者（以下「事業者等」という。）が、前条第2号に定める最終処分場において産業廃棄物を搬入し埋立処分する場合（以下「埋立処分」という。）について適用する。

### (届け出及び指導)

第4条 事業者等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第11条に定める事項を産業廃棄物処理施設設置届出書（様式第1）によりあらかじめ市長に届け出るとともに誓約書（様式第2）を提出して指導を受けるものとする。

- 2 事業者等は、前項の届け出に際して、次に掲げる資料を添付するものとする。
  - (1) 産業廃棄物の種類別数量及び溶出成分試験結果
  - (2) 発生企業別の産業廃棄物の種類及び数量
- 3 事業者等は、第1項の届け出に際して、次に掲げる者の同意書を添付するものとする。
  - (1) 隣地土地所有者
  - (2) 最終処分場の敷地境界から100m以内に住所を有する者
- 4 事業者等は、第1項の届け出に際して、次に掲げる者の意見書を添付するものとする。
  - (1) 最終処分場の位置する地区の住民代表
  - (2) 水利組合等

5 市長は、第3項の同意書について事業者等が、同意をとれない場合、理由書を提出させ、その理由がやむを得ないものと認めるときは、同意書の添付を必要としないとすることができる。

#### (変更等)

第5条 事業者等は、前条第1項により届け出した内容を変更しようとする場合は、事前に市長と協議し、指導を受けるものとする。

#### (事業者等の責務)

第6条 事業者等は、埋立処分を行うにあつては、法令の規定を遵守し、市長の指導に従うものとする。

2 事業者等は、第4条の届け出以外の産業廃棄物を最終処分場へ搬入し、又は同所において埋立処分を行ってはならない。

3 事業者等は、埋立処分によって発生した被害については、責任をもって解決しなければならない。

第7条 事業者等は、埋立処分にあたって災害及び公害の防止に努め、周辺住民の生活環境及び自然環境の保全のため、最大の努力を払わなければならない。

第8条 事業者等は、最終処分場周辺の道路、水路等公共施設の機能確保のため市長から指示された事項を誠実に実施しなければならない。

#### (報告)

第9条 事業者等は、事業完了後1月以内に産業廃棄物処理状況報告書(様式第3)を市長に提出するものとする。

#### (環境保全に関する協定等)

第10条 市長は、必要と認めるときは、事業者等と環境保全に関する協定等を締結することができる。

2 市長は、前項により締結した環境保全に関する協定等を公表することができる。

#### (立入検査)

第11条 市長は、必要に応じ公害担当職員に最終処分場への立入検査をさせることができる。

(改善命令等)

第12条 市長は、事業の活動によって周辺住民の生活環境又は農業用水等利水に影響を及ぼすおそれのあるときは、事業者等に対し期限を定めて埋立処分に関する改善勧告又は中止等必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、事業者等が前項の措置に従わないときは、その内容を公表することができる。

(雑 則)

第13条 この要綱において必要な事項が生じた場合は、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1 (第4条関係)

産業廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住所  
届出者 氏名  
(名称及び代表者氏名)

産業廃棄物最終処分場を設置したいので、半田市産業廃棄物処理指導要綱第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

設 置 の 種 類		
設 置 場 所		
埋立地の面積及び容量	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>
埋立処分する廃棄物	種 類	埋 立 処 分 量
		m <sup>3</sup> /月 t/月
処 理 方 法 の 概 要		
構 造 及 び 設 備 の 概 要		
浸 出 液 の 処 理 方 法		
地 下 水 の 水 質 の 概 況	別紙のとおり	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日	使用開始予定年月日 年 月 日

備考 添付する書類及び図面

1. 当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
2. 埋立処分の計画を記載した書類
3. 当該施設の付近見取図
4. 連絡責任者の所属、氏名及び電話番号を記載した書類

様式第2（第4条関係）

## 誓 約 書

当社  
私 は、この度半田市 に産業廃棄物の最終処分場を設置し、  
埋立処分するにあたり、本日、半田市産業廃棄物処理指導要綱（以下「指導要綱」という。）  
に従い産業廃棄物処理施設設置届出書を提出いたしました。併せて下記事項の遵守を誓  
約いたします。

### 記

- 1 半田市長が、指導要綱に従って行う指導、改善勧告、立入検査、埋立処分の中止等の命令及び公表その他の措置をすべて受け入れます。
- 2 最終処分場の排出口において毎月1回水質測定を行い、その結果を当月末までに市長宛報告いたします。
- 3 最終処分場における産業廃棄物の搬入及び埋立処分の結果、第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに損害を補償して解決いたします。
- 4 その他、指導要綱の各条項の定めを誠実に遵守いたします。

年 月 日

半 田 市 長 殿

住所

氏名

（名称及び代表者氏名）

様式第3 (第9条関係)

## 産業廃棄物処理状況報告書

年 月 日

半田市長殿

届出者 住所  
氏名  
(名称及び代表者氏名)

産業廃棄物の処理を完了したので、半田市産業廃棄物処理指導要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

施設の種類			
設置場所			
埋立処分した廃棄物	種類	埋立処分量	面積
		m <sup>3</sup> t	m <sup>2</sup>
設置届出年月日	年 月 日	事業完了年月日	年 月 日

備考 添付する書類

連絡責任者の所属、氏名及び電話番号を記載した書類

別 紙

地下水の水質の概況

	項 目	地 下 水 の 水 質
一 般 項 目	水素イオン濃度 (PH)	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/l
地 下 水 等 検 査 項 目	アルキル水銀	mg/l
	総水銀	mg/l
	カドミウム	mg/l
	鉛	mg/l
	六価クロム	mg/l
	砒素	mg/l
	全シアン	mg/l
	ポリ塩化ビフェニル	mg/l
	トリクロロエチレン	mg/l
	テトラクロロエチレン	mg/l
	ジクロロエタン	mg/l
	四塩化炭素	mg/l
	1,2-ジクロロエタン	mg/l
	1,1-ジクロロエタン	mg/l
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l
	チウラム	mg/l
	シマジン	mg/l
	チオベンカルブ	mg/l
ベンゼン	mg/l	
セレン	mg/l	